

# 丹波山村の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳 人口(令和4年 1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度 人件費率
令和3年度	545人	1,948,589千円	64,545千円	293,924千円	15.1%	15.5%

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

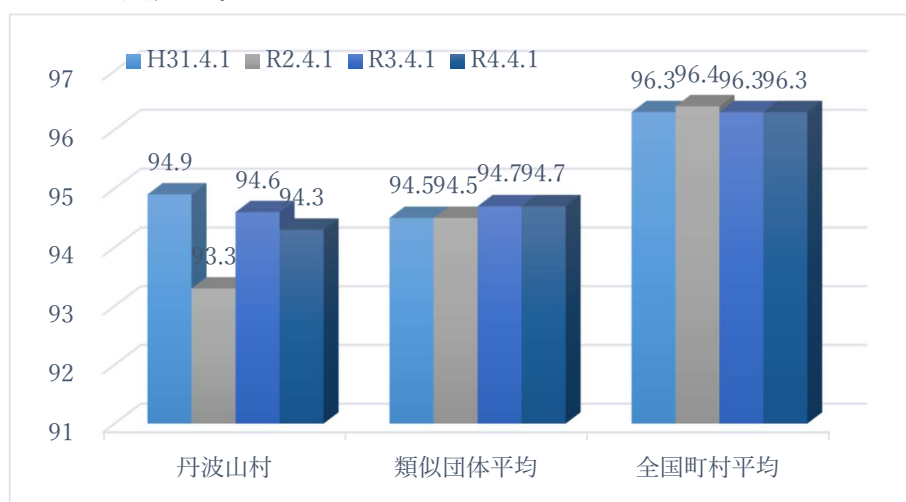
区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 町村類型 型I-2 平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3年度	23 人	74,120 千円	16,220 千円	27,628 千円	117,968 千円	5,129 千円	5,333 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

#### (4) 給与改定の状況

※人事委員会設置梨のため、掲載なし

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

[  実施 ] 未実施]

(給料表の改定実施時期)

平成29年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。激変緩和措置のため、当面の間は経過措置（現給補償）を実施。他の給与表についても、一般行政給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ② 地域手当の見直し

※地域手当支給対象外地域

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
丹波山村	38.0歳	262,270円	309,066円	303,947円
山梨県	42.9歳	328,475円	415,326円	364,486円
国	42.7歳	323,711円	405,049円	—
類似団体	40.9歳	290,443円	335,143円	317,423円

### (2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

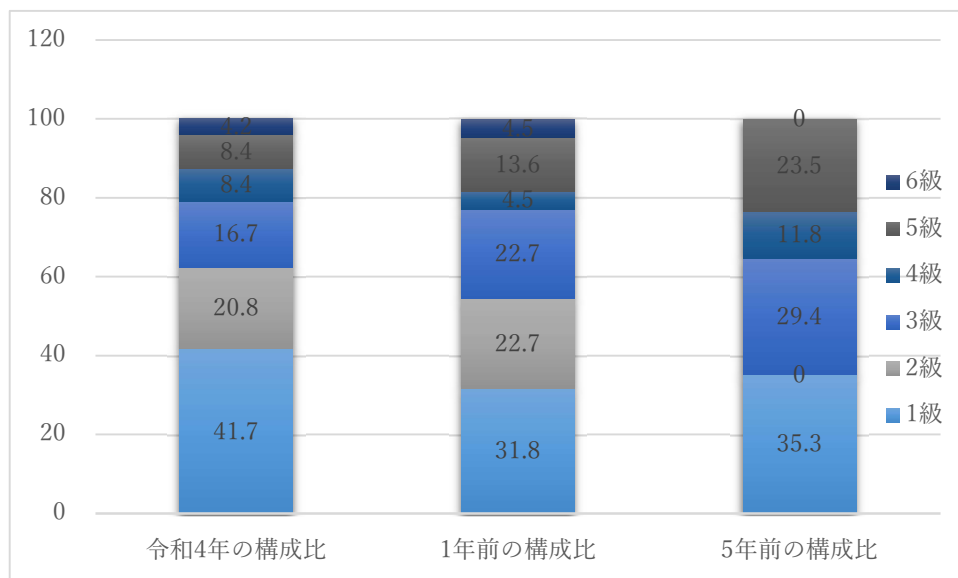
区分		丹波山村	山梨県	国
一般行政職	大学卒	185,200円	190,115円	182,200円
	高校卒	154,600円	156,061円	150,600円
技能労務職	高校卒	151,900円	158,580円	—
	中学卒	143,800円	140,949円	—
看護・保健職	大学卒	213,200円	219,735円	—

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

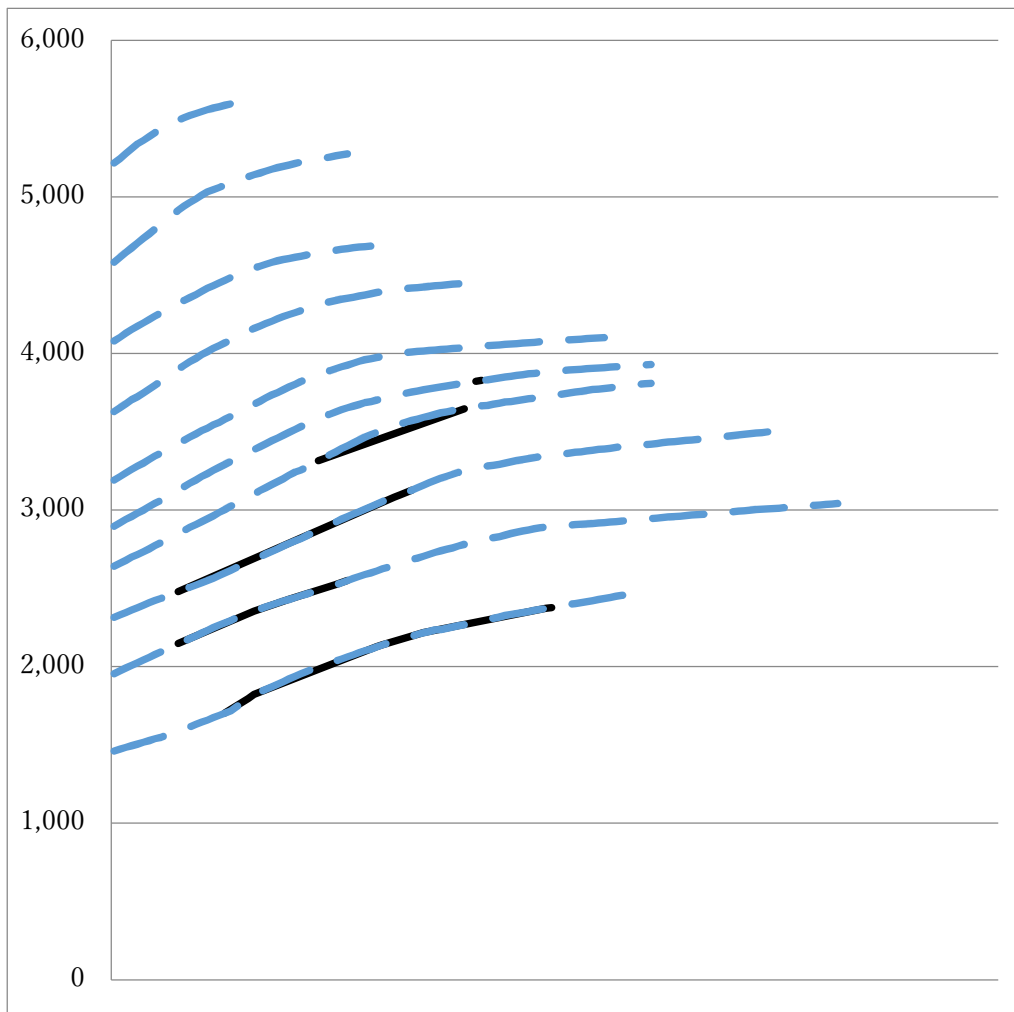
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事の職務	10人	41.7%	150,100円	247,600円
2級	主任の職務	5人	20.8%	198,500円	304,200円
3級	副主査又は主査の職務 会計管理者の職務	4人	16.7%	234,400円	350,000円
4級	主幹、次長又は課長の職務	2人	8.3%	266,000円	381,000円
5級	困難な業務を行う次長 又は課長の職務	2人	8.3%	290,700円	393,000円
6級	複雑かつ困難な業務を行う課長の職務	1人	4.2%	319,200円	410,200円

- (注) 1 丹波山村給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（丹波山村）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

丹波山村	山梨県	国
1人当たり平均支給額（3年度） 1,201千円	1人当たり平均支給額（3年度） 1,620千円	—
（令和3年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（令和3年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 （1.35）月分 （0.90）月分	（令和3年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

※国は、令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分（4.45月→4.3月）を令和4年6月期で調整。

#### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（丹波山村）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

### (2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

丹波山村			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額	22,767千円		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

※地域手当支給地域に該当しないため、支給なし。

### (4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）			10,272千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）			10,272千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）			3.4%	
手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和3年度決算）	左記職員に対する 支給単価
診療手当	診療所に勤務する 常勤の医師	診療所での医療 の提供	10,272千円	月額856千円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	村 長	520,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 810,000円 / 455,000円	
	副 村 長	440,000円	650,000円 / 440,000円	
報 酬	議 長	215,000円	360,000円 / 140,000円	
	副 議 長	183,000円	320,000円 / 115,000円	
	議 員	160,000円	300,000円 / 100,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(令和3年度支給割合) 3.95月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和3年度支給割合) 3.95月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 区 町 村 長	給与月額×支給率(0.42)×1期(48月)	10,483,200円	任期毎
	副 市 町 村 長	給与月額×支給率(0.25)×1期(48月)	5,280,000円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

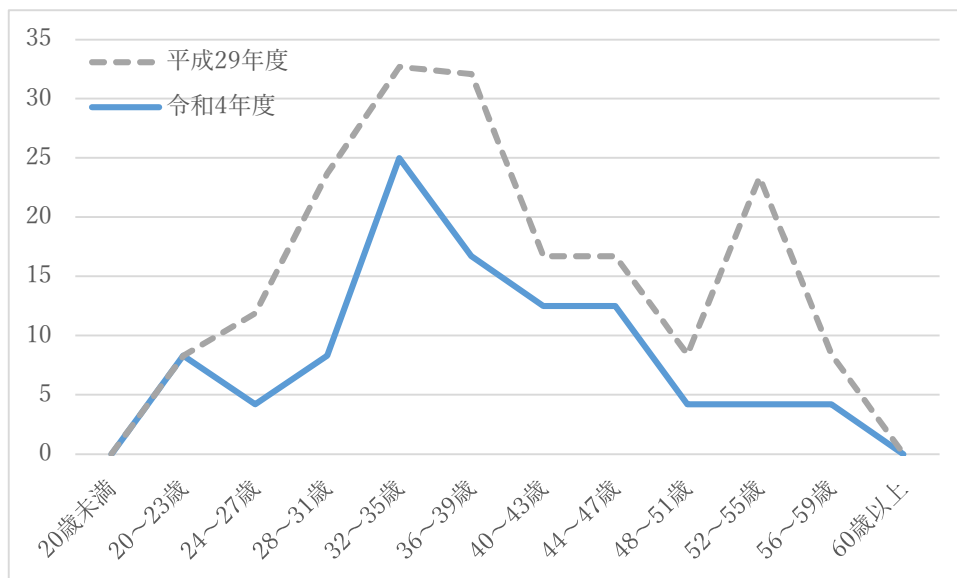
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対 前 年 数	主 な 増 減 理 由
		令和3年	令和4年		
普 通 会 計 部 門	議 会	1	1	1	人 事 異 動 に よ る 増
	総 務	8	8		
	税 務	1	1		
	農 林 水 産	2	2		
	商 工	1	2		
土 木	0	0			
民 生	6	6			
衛 生	2	2			
	計	21	22		
	教 育 部 門	2	2		
	消 防 部 門	0	0		
	小 計	23	24		
公 営 会 企 業 部 門	病 院	3	3		
	下 水 道 そ の 他	2 1	2 1		
	小 計	6	6		
合 計		29 [ 32 ]	30 [ 32 ]	1	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の内、村長事務部局、議会事務部局、教育委員会事務部局の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	1人	2人	6人	4人	3人	3人	1人	1人	1人	0人	24人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	過去 5 年間の増減(率)
一般行政	18	21	21	22	21	22	4(122.2%)
教育	2	1	2	2	2	2	0(0.0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0.0%)
普通会計計	20	22	23	24	23	24	4(120.0%)
公営企業等会計計	6	6	5	5	6	6	0(0.0%)
総合計	26	28	28	29	29	30	4(115.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 職員の給与の男女の差

### (1) 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	67.94%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.69%
全職員	72.44%

### (2) 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### 1. 役職段階別

係長相当職以上の女性職員がいないため、不掲載。

#### 2. 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-%
31～35年	-%
26～30年	78.88%
21～25年	50.21%
16～20年	-%
11～15年	118.80%
6～10年	-%
1～5年	93.44%

#### 【説明欄】

勤続年数 36 年以上、31～35 年、6～10 年は対象の女性職員がいないため、不掲載。



\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。